

会員各位

令和7年3月3日
西尾労働基準協会

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

外部リンク URL [西尾労働基準協会 \(nishio-rouki.com\)](http://nishio-rouki.com)

3月3日(月)掲載



「お知らせ」

- ◇ 【分会の総会に活用ください】
西尾労働基準協会/分会 2024実施と2025計画
- ◇ 【先行案内】化学物質事例を多用したリスクアセスメントセミナー
2025年6月11日(水) にししん文化会館(旧名 西尾市文化会館)

「会報」

- ◇ 監督署の窓 健康診断受診後の措置について
- ◇ 災害統計 愛知県(年間) 西尾(年間、1月単月)

「講習・セミナー」

西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

健康診断受診後の措置について

<健康診断を受診させる義務>

1年以内ごとに1回（深夜業務に従事する等の特定の業務を行っている者については6月以内ごとに1回）は健康診断を受診させること、また、その健康診断の結果を保存することはどの事業場も適切に行われていることかと思えます。しかし、健康診断を受診させた後にも行わなければならないことがあることはご存知でしょうか。

<健康診断受診後の医師の意見聴取>

労働安全衛生法第66条の4及び労働安全衛生規則第51条の2において、「事業者は、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、健康診断が行われた日から3か月以内に医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない」と定められています。健康を保持するために必要な措置は、就労制限が必要かどうかを医師に聴くことであり、これは事業者が義務を負うものです。そのため、**医師が行う健康状態の改善のための指導等はこれに該当しません。**

健康診断の結果に基づき、通常通り働くことが可能なのか、残業時間の制限等が必要なのか、すぐにでも休業が必要なのかどうかについて医師の意見を確認し、その内容を記載しておくことが必要です。

労働者数が50人未満の事業場については、独立行政法人労働者健康安全機構が運営している地域産業保健センターを利用すれば無料で医師の意見聴取を行うことができます。

詳細な手続きについては、西尾地域産業保健センターにご確認ください。（受付時間：平日の午後1時から4時まで。土日祝休み）

法令に関する不明点は岡崎労働基準監督署西尾支署（☎0563-57-7161）にご相談ください。

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R7.1.18. 2025 8:45	はさまれ・巻き込まれ 移動式クレーン	船舶から粉状の石膏を降ろす作業において、船外の移動式クレーンで船倉内の石膏をバケツでつかみ、巻き上げたところ、バケツが振れ、船倉内で壁面に付着している石膏を掻き落とす作業をしていた被災者が、バケツと船倉壁面に挟まれ死亡したものの。
事業場 規模 10～29名		業種 港湾運送業 40代 積み卸し作業者 経歴 1年

令和6年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和7年1月末現在

業 種		年 別		令和6年		令和5年		増 減	
		死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率		
製 造 業		70		50		+20	+40.0%		
製 造 業	食 料 品 製 造 業	10		10		0	0.0%		
	織 維 工 業	6		1		+5	+500.0%		
	鉄 鋼 業	6		7		-1	-14.3%		
	金 属 製 品	6		4		+2	+50.0%		
	一 般 機 械 器 具	3		6		-3	-50.0%		
	輸 送 機 械 製 造	20		12		+8	+66.7%		
	上 記 以 外 の 製 造 業	19		10		+9	+90.0%		
建 設 業		20		10		+10	+100.0%		
建 設 業	土 木 工 事 業	7				+7	-		
	建 築 工 事 業	10		6		+4	+66.7%		
	そ の 他 の 建 設 業	3		4		-1	-25.0%		
陸 上 貨 物 運 送 事 業		11		13		-2	-15.4%		
小 売 業		21		23		-2	-8.7%		
小 売 業	新 聞 販 売	3		3		0	0.0%		
	そ の 他 の 小 売 業	18		20		-2	-10.0%		
通 信 業		3				+3	-		
社 会 福 祉 施 設		15		14		+1	+7.1%		
飲 食 店		3		8		-5	-62.5%		
清 掃 ・ と 畜 業		5		6		-1	-16.7%		
上 記 以 外 の 事 業		20		21		-1	-4.8%		
合 計		168	0	145	0	+23	+15.9%		

死亡者数は内数

岡崎労働基準監督署西尾支署管内労働災害発生状況

(令和7年1月末現在・旧年発生分)

業種	7年1月 受付件数	6年 発生件数	5年 同期	業種	7年1月 受付件数	6年 発生件数	5年 同期
小計	2	70	50	土石採取業			
製 造 業	食品製造業	10	10	建設業	1	20	10
	繊維工業・繊維製品製造業	7	2	道路旅客運送業			1
	木材木製品・木製家具製造業			道路貨物運送業		11	11
	紙加工品製造業・印刷製本業			陸上貨物取扱業			2
	化学工業	9	5	商業	2	24	28
	窯業・土石製品製造業	3	1	金融・広告業		1	
	鉄鋼業・非鉄金属製造業	8	9	保健衛生業	1	19	16
	金属製品、金属家具製造業	7	4	接客娯楽業		6	10
	一般機械器具製造業	3	6	清掃業		5	6
	電気機械器具製造業			ビルメンテナンス業			
	輸送用機械器具製造業	2	20	その他の事業		12	11
その他の製造業		3	1	合計	6	168	145

()内は死亡者数を外数で表す。